

陳情第12号

令和5年8月10日

尾張旭市議会

議長 丸山 幸子 様

陳情者代表 堀田誠三 尾張旭市桜ヶ丘町3丁目84番地
倉元孝幸 尾張旭市緑町緑ヶ丘100-185
大島卓郎 尾張旭市旭立町山の手2-40
藤本詔子 尾張旭市北原山町鳴湫1695-18
渡辺勲 尾張旭市霞ヶ丘町中202-3
雪吹雅則 尾張旭市新居町下切戸1263-41
林 宏 尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5668-32
林 明子 尾張旭市三郷町陶楽55-3
若杉千秋 尾張旭市向町2-4-11
三浦ちず子 尾張旭市向町1-11-10
松原八壽雄 尾張旭市西の野町2-154
澤田敏二 同市南新町中軒3
沢田小叶江 同市南新町中軒3
澤田恒平 同市南新町中軒1-115
萩原 正 狩倉新町2073
堀之内成臣 北原山町陸磨屋敷1373-15
渡辺 心 霞ヶ丘町中202-3
永谷節子 尾張旭市大平町一ノ曾1528-1
長瀬寿子 尾張旭市城山町三ツ池6107-10

城山喜男	尾張旭市東榮町四丁目1番地4
名和章	尾張旭市東大久手町2丁目6番地17
長岡啓一	尾張旭市柏井町公園通574
古賀正敏	尾張旭市大久手町上切F1148-4
高木幸一	尾張旭市加9丁目加99506855
光成仁志	尾張旭市東榮町二丁目8番地11
下園博	尾張旭市東榮町二丁目6B
磯部庄司	尾張旭市城山町三丁目60735
福岡勝行	尾張旭市柏井町公園通129
筒井洋	尾張旭市東榮町四丁目4番地4
立川元継	尾張旭市平子町中通283
立川正世	尾張旭市平子町中通283
横井智香子	尾張旭市東榮町1-13-12
多川光和	尾張旭市東榮町四丁目8番地3
山内一征	尾張旭市旭ヶ丘町森36番地1
三宅仁雄	尾張旭市向町2-4-12
岩田善保	尾張旭市瀬戸川町1~29
清洲康友	尾張旭市大久手町1-13-1
後藤文俊	尾張旭市比原町鳴瀬1726-1 2-803

藤崎俊子 尾張旭市桜ヶ丘町3丁目108番地
サニウスあすひの3-F

湯口阿由子 尾張旭市狩宿町一丁目107番地3

丸山美代子 尾張旭市東栄町4-6-4. 1-1304

塚本美幸 尾張旭市鞆西町2丁目7の1

成木敏子 尾張旭市城山町城山11-3

佐藤啓子 尾張旭市桜ヶ丘町3-108
サニウスあすひの6E

浅香宏子 尾張旭市緑町緑100-100

白石公子 尾張旭市鞆町4-1-7アビル三郷801

梅田恒子 瀬戸市西山町2-51

渡邊純江 尾張旭市城山町三丁目20592

児塚和子 尾張旭市~~桜ヶ丘~~
桜ヶ丘 3-139

置谷川順子 尾張旭市桜ヶ丘町3-102

中村菊枝 尾張旭市平子町西8

中村春男 尾張旭市平子町西8番地

石井拓児 尾張旭市桜ヶ丘町2-160

水野順子 尾張旭市旭前町6-5-3

浅見清子 尾張旭市桜ヶ丘町3-103

藤崎映幸 尾張旭市桜ヶ丘町3-108

野口節子 尾張旭市新居町下切戸
1252-8

田中道代 尾張旭市桜ヶ丘町
3-54

久保光雄 尾張旭市晴丘町池上68-3
木越新 尾張旭市北本旭分町3-12
向井治男 尾張旭市庄南町3-2-14
小川定郎 尾張旭市旭前町5-7-3
原 淳 尾張旭市晴丘町東121
磯貝かつ子 尾張旭市東栄町4-6-17
三郷パークマンション804

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書

1 陳情の趣旨

尾張旭市市議会におかれましては、日頃より、市民生活の向上と発展のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

市議会は平成23年(2011年)、「非核平和都市宣言」を全会一致で議決されました。宣言には「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたっています。平成29年(2017年)には国連で、「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とする「核兵器禁止条約」が122カ国の賛成を得て採択され、令和3年(2021年)1月22日には国際法として発効しました。

尾張旭市の「非核平和都市宣言」は「核兵器禁止条約」の趣旨を先取りするものであり、この点、私ども市民の誇りとするところです。

本年5月には、G7サミットが被爆地広島で開催されました。その成果について広島の7つの被爆者団体が共同で「核兵器廃絶の展望が見えず、期待にほど遠いものだった」とする声明を発表しました。被爆者の願いにこたえ、人類がさらされている核兵器による威嚇と核使用の危機から脱出するためには、核戦争の可能性そのものを消滅させなければなりません。今や核兵器禁止条約の現実的意義がいっそう明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願うものです。

尾張旭市では市政のなかで、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講演会の開催、市役所ロビーでのヒロシマ・ナガサキ原爆ポスター展示など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。またさまざまな市民による非核平和を目指す活動も盛んです。このような動向を基礎に、「国際社会に働きかけて」いくため、市議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准をもとめる意見書を採択され、政府ならびに国会にその意見書をご提出くださるようお願い申し上げます。

2 陳情の項目

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により政府(内閣総理大臣、外務大臣)ならびに国会(衆議院議長、参議院議長)に提出してください。



核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆者の「世界の誰にも二度とこの体験をさせてはならない」という長年にわたって発信してきた強い訴えが国際社会を動かし、令和3年（2021年）1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。この条約は、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範です。のみならず、ロシア連邦によるウクライナ侵攻のなか、人類が核兵器による威嚇と核使用の危機にさらされている現在、核戦争の可能性を消滅させるものとしての核兵器禁止条約の現実的意義が明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願っています。

昨年8月におこなわれた第10回核不拡散条約（NPT）再検討会議で、グテーレス国連事務総長は、広島と長崎の惨禍を忘れ去ることに警告を発し、「核兵器の廃絶が唯一、二度と使用されないことの保証となる」と述べました。けれども本年5月に開催されたG7広島サミットの声明は核兵器廃絶への展望を示さず、被爆者は失望の声をあげています。核兵器廃絶へと一歩踏み出すためには、NPTの趣旨を踏まえて核軍縮論議を着実に前進させつつ、同時に核兵器禁止条約にも核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要です。日本政府がその議論に加わることは、被爆者の切なる願いと被爆の実相を踏まえた対応となるだけでなく、核保有国と非核保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成するための橋渡し役を果たすことにもなると考えます。

よって、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准をおこなうよう強く求めるとともに、世界の多くの人々の期待に応えて、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを切に要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

愛知県尾張旭市議会

提出先

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長